

## 2. 教員等（法第2条第4項関係）

### 法第2条第4項

（定義）

#### 第二条 （略）

#### 2・3 （略）

4 この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。

一 学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 校長、園長、副校長、副園長及び教頭

ロ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員、教授、准教授及び助教

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

二 前項第一号ロに規定する専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

三 幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 園長、副園長及び教頭

ロ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

四 前項第一号二に掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子ども（認定こども園法第二条第一項に規定する子どもをいう。）の教育又は保育に関する業務を行うもの

五 児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童（児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の指導又は一時保護に関する業務を行うもの

六 指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの

七 乳児院の長及び乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児の養育に関する業務を行うもの

八 母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの

九 保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

十 児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの

十一 児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの

十二 障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二条各号に定める支援に関する業務を行うもの

十三 児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの

- 十四 児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの
- 十五 指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者であって次のイからニまでに掲げるもののうち当該イからニまでに定めるもの
- イ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援（次項第四号において「児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行う者
- ロ 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービス（次項第五号において「放課後等デイサービス」という。）に従事する者 障害児に対する同条第三項の便宜の供与に関する業務を行う者
- ハ 児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援（次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
- ニ 児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援（次項第七号において「保育所等訪問支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第五項の便宜の供与に関する業務を行う者
- 十六 乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
- 十七 家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
- 十八 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（第十六条第一項及び第三十三条第三項第三号において「登録一時保護委託施設」という。）の管理者及び当該一時保護の業務に従事する者
- 5～8 （略）

#### 規則第1条から第3条まで

（法第二条第四項第一号ハの内閣府令で定める職員）

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条第四項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百十条第一項に規定する助手及び同条第二項に規定する技術職員
- 二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の三（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項及び第四百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定するスクールカウンセラー
- 三 学校教育法施行規則第六十五条の六（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項及び第四百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に

規定する特別支援教育支援員

四 学校教育法施行規則第七十八条の二（同令第七十九条の八第二項、第百四条第一項、第百三十五条第一項並びに第百三十五条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員

五 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第六条第一項に規定する学校司書

六 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第七条第二項に規定する指導補助者

七 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条に規定する者及びこれに類する者（学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校の職員であるものに限る。）のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等（法第二条第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。）に接するもの（前各号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第二号の内閣府令で定める職員）

第二条 法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法施行規則第百八十五条に規定する助手

二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十一条に規定する者に類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するもの（前号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定める職員）

第三条 法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第三条の三に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とする。

- 法第2条第4項においては、学校設置者等における犯罪事実確認等の対象となる従事者について、「教員等」と定義している。教員等は、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものを対象とし、3要件の具体的な解釈は次の表に掲げるとおり。

図表 5 対象職種における3要件の具体的解釈

| 3要件 | 具体的解釈                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支配性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること。</li><li>・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること。</li></ul> |
| 継続性 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること。</li></ul>                                            |

| 3 要件 | 具体的解釈                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること。</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 閉鎖性  | <ul style="list-style-type: none"> <li>他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること。</li> <li>一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること。</li> </ul> <p>※ SNS やコミュニケーションアプリ等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）。</p> |

- 当該解釈を踏まえ、「教員等」の範囲をできる限り明確化するため、学校設置者等の類型ごとに、主な職種を、次の（ア）及び（イ）のとおり分類し、①及び②の表に例示する。

（ア） 職種全体が対象になるもの

（イ） 職種の一部が対象になり得るもの

※ （イ）のうち、対象となる具体例、対象とならない具体例については②の表を参照。

- なお、①及び②の表に例示する従事者は、各地方公共団体等において、個別に異なる名称で任用している場合がある点に留意が必要である。

## ① 学校設置者等の類型ごとの主な職種の分類

### ア 学校教育法関係

| 施設   | （ア）職種全体が対象になる                                                                             | （イ）職種の一部が対象になり得る                                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校共通 | スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員 | 事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員 |
| 幼稚園  | 園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員                                  | —                                                                                                                                                                                |
| 小学校  | 校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭                                        | 学校給食栄養管理者（学校栄養職員）                                                                                                                                                                |
| 中学校  | 小学校と同様の職員                                                                                 | 学校給食栄養管理者（学校栄養職員）                                                                                                                                                                |

| 施設             | (ア)職種全体が対象になる                                                           | (イ)職種の一部が対象になり得る       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 義務教育学校         | 小学校と同様の職員                                                               | 学校給食栄養管理者（学校栄養職員）      |
| 高等学校           | 校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校  | 技術職員、通信教育連携協力施設の職員     |
| 中等教育学校         | 高等学校と同様の職員                                                              | 技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員） |
| 特別支援学校         | 幼稚園、小学校、中学校及び高校と同様の職員＋寄宿舎指導員                                            | 学校給食栄養管理者（学校栄養職員）      |
| 高等専門学校         | 校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員 | 研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター |
| 専修学校<br>（高等課程） | 校長、教員、助手                                                                | 医師                     |

## イ 認定こども園関係

| 施設     | (ア)職種全体が対象になる | (イ)職種の一部が対象になり得る                                                                                                                            |
|--------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定こども園 | 幼保連携型         | 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、保育補助者（児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者。以下同じ。）、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭教育補助員 |
|        | 保育所型          | 保育所で対象となっている職種＋幼稚園教諭、教育補助員                                                                                                                  |
|        | 幼稚園型          | 幼稚園で対象となっている職種＋保育士、保育補助者                                                                                                                    |
|        | 地方裁量型         | 施設の長、幼稚園教諭、保育士、保育補助者                                                                                                                        |

※ 保育士には地域限定保育士、国家戦略特区限定保育士を含む（以下同じ。）。

## ウ 児童福祉法関係

| 施設    | (ア)職種全体が対象になる                                                                  | (イ)職種の一部が対象になり得る                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 児童相談所 | 所長、児童心理司、児童福祉司、受付相談員、24時間・365日体制対応協力員、理学療法士等、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指 | 次長、総務部門職員、相談員、電話相談員、医師、保健師、弁護士、臨床検査技師、嘱託医、調理員、権利擁護推進員、その他職員 |

| 施設         | (ア) 職種全体が対象になる                                                                                                                                      | (イ) 職種の一部が対象になり得る                        |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|            | 導員、栄養士、学習指導協力員、障害等援助協力員、トラブル対応協力員、専門的ケア対応協力員、一時保護委託付添協力員、夜間対応協力員、外国人対応協力員、心理的支援訪問員                                                                  |                                          |
| 指定発達支援医療機関 | 指定発達支援医療機関の長＋医療型障害児入所施設に配置される職種と同等の職種                                                                                                               | その他職員                                    |
| 乳児院        | 乳児院の長、看護師、保育士、児童指導員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員                                                                                                             | 医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員 |
| 母子生活支援施設   | 施設の長、母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員、保育士                                                                                                            | 嘱託医、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員             |
| 保育所        | 保育所の長、保育士、保育補助者                                                                                                                                     | 嘱託医、調理員、看護師、保健師、准看護師、送迎バス等の運転手、その他職員     |
| 児童館        | 児童館の長（児童福祉施設の長）、児童の遊びを指導する者                                                                                                                         | 送迎バス等の運転手、児童の遊びを指導する者を補助する役割の者、その他職員     |
| 児童養護施設     | 施設の長、児童指導員、保育士、個別対応職員、栄養士、看護師、心理療法担当職員、職業指導員                                                                                                        | 嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員   |
| 福祉型障害児入所施設 | 福祉型障害児入所施設の長（児童福祉施設の長）、医師、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、児童指導員、保育士、栄養士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員 | 嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員                  |
| 医療型障害児入所施設 | 施設の長、医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員                                    | 送迎バス等の運転手、その他職員                          |
| 児童心理治療施設   | 施設の長、医師、心理療法担当職員、児童                                                                                                                                 | 家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、                      |

| 施設        |             | (ア)職種全体が対象になる                                                                                           | (イ)職種の一部が対象になり得る                          |
|-----------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
|           |             | 指導員、保育士、看護師、個別対応職員、栄養士                                                                                  | 送迎バス等の運転手、その他職員                           |
|           | 登録一時保護委託者   | 登録一時保護委託施設の管理者、一時保護の業務に従事するもの                                                                           | その他職員                                     |
|           | 児童自立支援施設    | 施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員、職業指導員                                                        | 医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員 |
|           | 乳児等通園支援事業   | 事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)                       | 送迎バス等の運転手、その他職員                           |
|           | 家庭的保育事業     | 事業所の管理者、家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育補助者                                                                           | 嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員                   |
|           | 小規模保育事業     | 事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)、家庭的保育者、家庭的保育補助者 | 嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員                   |
|           | 居宅訪問型保育事業   | 事業所の管理者、家庭的保育者                                                                                          | —                                         |
|           | 事業所内保育事業    | 事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者                        | 嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員                   |
| 指定障害児通所支援 | 児童発達支援      | 事業所の管理者、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、保育士、栄養士、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員                             | 嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員                   |
|           | 放課後等デイサービス  | 事業所の管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員                                 | 嘱託医、送迎バス等の運転手、その他職員                       |
|           | 居宅訪問型児童発達支援 | 事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等                                                                          | その他職員                                     |
|           | 保育所等        | 事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支                                                                                     | その他職員                                     |

| 施設 |      | (ア)職種全体が対象になる | (イ)職種の一部が対象になり得る |
|----|------|---------------|------------------|
|    | 訪問支援 | 援管理責任者、指導員等   |                  |

## ② 職種の一部が対象となり得るものの具体例

○ 学校設置者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るもののうち、いずれの者が教員等に該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。

○ 3要件に基づき、主な職種における業務の具体例と考え方は次の表に掲げるとおり。

図表 6 主な職種における業務の具体例と考え方

| 職種            | 区分  | 具体的な業務内容                                                                        | 考え方                                                                            |
|---------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 事務職員          | 対象  | 事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と保育士等が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者 | ①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。                 |
|               | 対象外 | 業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者                                         | 業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。                         |
| バス運転手等        | 対象  | 日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者                              | ①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。 |
|               | 対象外 | 日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者        | ②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。               |
| 調理員           | 対象  | 業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者                    | ①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。                |
|               | 対象外 | 調理業務のみを行い、児童等との接触が想定されない者                                                       | 児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。                                          |
| スクールソーシャルワーカー | 対象  | 他の職員が同席しない児童等との面                                                                | ①個別面談による児童等との密接な                                                               |



| 職種                          | 区分  | 具体的な業務内容                                                                                           | 考え方                                                                   |
|-----------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| カー                          |     | 談を日常的な業務として行っている者                                                                                  | 接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。                   |
|                             | 対象外 | 教職員、保護者、地方公共団体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は例外的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者                                  | ①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②例外的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。       |
| 医師/嘱託医                      | 対象  | 施設内の診察室等で、年に複数回個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定されるもの                        | ①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。  |
|                             | 対象外 | 年一回の定期的健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者                                                     | ①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。        |
| 看護師等                        | 対象  | 日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者                                                  | ①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。     |
|                             | 対象外 | 緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者                                                      | ①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。       |
| スクールガード・<br>スクールガード<br>リーダー | 対象  | 日常的に見守り活動を継続的にを行い、かつ学校における交通安全教室等において直接児童等に対して指導を行うとともに、人通りの少ない場所など周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接する機会が想定される者 | ①交通安全に関する指導による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の目がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。 |
|                             | 対象外 | 児童生徒を見守るにとどまり、直接指導等を行うことが想定されず、交通量や人通りが一定ある場所で活動することが想定され、周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接することが想定されない者         | ②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。          |

